



各位

会 社 名 株式会社テレビ朝日ホールディングス 代表者名 代表取締役会長兼CEO 早河 洋 コード番号 9409 (東証第一部) 問合せ先 取締役 角南 源五 (TEL 03-6406-1111)

# 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行すること、および、 平成27年6月26日開催予定の第75回定時株主総会に、監査等委員会への移行に伴う 所要の変更その他の定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせい たします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

# (1)移行の目的

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築してきました。当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図り、放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社としての公共性・公益性の堅持を前提としたうえで、当社グループの企業価値ひいては株主をはじめとするステークホルダーの利益の長期安定的な向上に努める所存です。以上の理由から、監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

# (2) 移行の時期

平成27年6月26日開催予定の当社第75回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

# 2. 定款一部変更

## (1) 変更の目的

- ①前記1記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことに伴い、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。
- ③機動的な配当政策および資本政策を図ることを目的とし、剰余金の配当等を取締役会の権限においても可能にするための規定を新設等するものであります。
- ④本日開催の取締役会において、本日をもって当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を廃止することを決議したことに 伴い、本プラン導入等に係る規定を削除するものであります。
- ⑤その他、条文の新設や削減にともない必要となる条数の変更を行うものであります。

# (2) 定款変更の内容

別紙のとおり。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金) 平成27年6月26日(金)

以 上

「定款変更の内容」 変更の内容は次のとおりであります。

## (下線は変更部分を示しております。)

### 現行定款

# 変更案

### 第1章 総 則

### 第1章 総 則

### (機関の設置)

第4条 本会社は、取締役会、監査役、監査役会 および会計監査人を置く。

第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第18条 本会社の取締役は、22名以内とする。

② 取締役補欠者の選任決議の有効期間は、 当該決議後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。

(新 設)

(新 設)

# (選任・解任)

- 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議 決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 (条文省略)
  - ③ 取締役の解任は、株主総会において、議 決権を行使することができる株主の議決権 の過半数を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上をもって行う。

# (任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
  - ② 補欠または増員のため選任された取締役 の任期は、現任取締役の残任期間とする。

### (機関の設置)

第4条 本会社は、取締役会、監査等委員会およ び会計監査人を置く。

第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締 <u>役を除く。</u>) は、<u>20</u>名以内とする。

(削 除)

- ② 本会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
- ③ 監査等委員である取締役補欠者の選任決 議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の開始の時までとする。

# (選任・解任)

- 第19条 取締役の選任は、監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において、議決権を行使することがで きる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。
  - (現行どおり) 2
  - ③ 取締役の解任は、監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において、議決権を行使することがで きる株主の議決権の過半数を有する株主が 出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。

### (任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
  - ② 補欠または増員のため選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期 は、現任取締役の残任期間とする。

現行定款

(新 設)

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選定する。

② (条文省略)

## (特別取締役)

第22条 取締役会は、法令の定めに従い、特別取 締役を選定することができる。

(相談役および顧問) 第<u>23</u>条 (条文省略)

### (取締役会)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
  - ② 取締役会招集の通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - ③ 取締役<u>および監査役</u>全員の同意があると きは、招集手続を経ないで取締役会を開くこ とができる。
  - ④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が 異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
  - ⑤ (条文省略)

変更案

- ③ 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である</u> <u>取締役を除く。)</u>のなかから代表取締役を選 定する。
  - ② (現行どおり)

(削 除)

(相談役および顧問) 第22条 (現行どおり)

### (取締役会)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がこれに代わる。
  - ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - ③ 取締役全員の同意があるときは、招集手 続を経ないで取締役会を開くことができる。
  - ④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
  - ⑤ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、その決議によって重要な業 務執行の決定の全部または一部を取締役に 委任することができる。
(決議の要件) 第25条 (条文省略)	(決議の要件) 第25条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。	(報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によりこれを定める。
(現行定款第34条から一部変更の上、移設)	(責任限定契約) 第27条 本会社は、取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。)との間で、本会社に対す る損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、賠償責任の限度額 は、1000万円以上で予め定められた金額ま たは法令が定める金額のいずれか高い金額 とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(員数) 第27条 本会社の監査役は、5名以内とする。 ② 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、 当該決議後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。	(削 除) (削 除)
(選任) 第28条 監査役の選任は、株主総会において、議 決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までとする。	(削 除)
② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の残任期間とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第30条 監査役会は、監査役のなかから常勤監査 役を選定する。	(削 除)
(監査役会)第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができ	(削除)
る。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。	(削 除)
③ 監査役会に関する事項は、本定款のほか 監査役会の定める監査役会規程による。	(削 除)
(決議の要件)         第32条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
(報酬等)         第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。	(削 除)
(新 設)	(常勤の監査等委員)         第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤         の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会) 第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委 員に対し、会日の3日前までに発する。た だし、緊急のときはこの期間を短縮するこ
(新 設)	とができる。         ② 監査等委員全員の同意があるときは、招         集手続を経ないで監査等委員会を開くこと
(新 設)	ができる。 ③ 監査等委員会に関する事項は、本定款の ほか監査等委員会の定める監査等委員会規 程による。
(新 設)	(決議の要件) 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

現行定款

第6章 取締役、監査役の責任免除

(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、社外取締役および社外監査役との間で、本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、賠償責任の限度額は、社外取締役については400万円以上、社外監査役については300万円以上で予め定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 (条文省略)

(新 設)

(剰余金の配当)

- 第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日 の株主名簿に記載または記録された株主ま たは登録株式質権者に対し期末配当を行う ことができる。
  - ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(新 設)

(自己の株式の取得)

第37条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 期末配当金および中間配当金が支払開始 の日から満3年を経過してもなお受領され ないときは、本会社は、その支払の義務を 免れる。 変更案

(削 除)

(内容一部変更の上、変更案第27条へ移設)

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に掲げる事項については、法 令に別段の定めのある場合を除き、取締役 会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第<u>33</u>条 <u>本会社の</u>期末配当<u>の基準日は、毎年3月</u> <u>31日とする</u>。
  - ② <u>本会社の</u>中間配当<u>の基準日は、毎年9月</u> <u>30日とする</u>。
  - ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、本会社は、その支払の義 務を免れる。

	変 更 案
第8章 買収防衛策	(削 除)
(買収防衛策の導入等) 第39条 本会社の株主総会においては、法令また	(削 除)
は本定款に別段の定めのある事項のほか、 当社株式の大量取得行為に関する対応策 (以下「買収防衛策」という。)の導入、継 続および廃止についても、その決議により	
決定することができる。 ② 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、本会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって本会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、本会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当	(削 除)
該買付行為を行おうとする者が遵守すべき 手続およびこれに違反する者等に対する対 抗措置等を本会社が定め、その適用を継続 し、廃止することをいう。	
(対抗措置発動の決定機関) 第40条 本会社は、前条に規定する買収防衛策の 定めるところにより、新株予約権無償割当 てその他の法令および定款により取締役会 の権限として認められている措置をとる場 合には、取締役会の決議によるほか、株主 総会の決議または株主総会の決議による委 任に基づく取締役会の決議に従い行うこと ができる。	(削 除)
② 前項の規定による株主総会の決議は、議 決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。	(削 除)